

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

改正案		現行	
<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>		<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>	
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	<p>1 （略）</p> <p>2 液化石油ガスの通る部分、器具栓、空気調節器、バーナー受け及び汁受けは、<u>日本産業規格S2147（2017）カセットこんろの表2耐食性のある金属材料</u>に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～11 （略）</p> <p>12 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	カートリッジガスこんろ	<p>1 （略）</p> <p>2 液化石油ガスの通る部分、器具栓、空気調節器、バーナー受け及び汁受けは、<u>日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの付表2耐食性のある材料</u>に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～11 （略）</p> <p>12 硬質管以外の管であって適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>

(1) ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。

イ 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等の変化が生じないものであること。

(イ) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液で温度零下20度以下のもの

(ロ) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液で温度40度以上のもの

(ハ) 温度零下25度以下の空気

ロ 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。

(イ) 日本産業規格K6251(2017) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。

(ロ) 日本産業規格K6257(2017) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の3.3試験方法に定める促進老化試験のA法(A t A—1)に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。

ハ 日本産業規格K6347—1(2003) 液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)—第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支

(1) ホースは、次に掲げる基準に適合するゴムであること。

イ 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等の変化が生じないものであること。

(イ) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液で温度零下20度以下のもの

(ロ) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液で温度40度以上のもの

(ハ) 温度零下25度以下の空気

ロ 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。

(イ) 日本工業規格K6251(2010) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。

(ロ) 日本工業規格K6257(2010) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の4.3試験方法に定める促進老化試験A法(AA—2)に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。

ハ 日本工業規格K6347—1(2003) 液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)—第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支

障のある亀裂等が生じないものであること。

ニ 日本産業規格 K 6 3 4 7—1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) —第 1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の 8. 6. 1 高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合する方法により試験温度を 4 5 度以上 5 0 度以下、試験時間を 1 2 0 時間、試験ガスをブタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを 1 時間に透過する液化石油ガスの量が長さ 1 メートルにつき 3 0 ミリリットル以下であるものであること。

(2) (略)

(3) 高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本産業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 1 5) 塩水噴霧試験方法の 5. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 試験条件において、4. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 3. 試験結果の表示方 a) 腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9. 8 から 6 までの腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

ロ 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。

(4) ~ (7) (略)

1 3 ~ 1 9 (略)

2 0 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

障のある亀裂等が生じないものであること。

ニ 日本工業規格 K 6 3 4 7—1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) —第 1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の 8. 6. 1 高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合する方法により試験温度を 4 5 度以上 5 0 度以下、試験時間を 1 2 0 時間、試験ガスをブタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを 1 時間に透過する液化石油ガスの量が長さ 1 メートルにつき 3 0 ミリリットル以下であるものであること。

(2) (略)

(3) 高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本工業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 0 0) 塩水噴霧試験方法の 3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 6. 判定方法 a) 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9. 8 から 6 までの腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

ロ 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。

(4) ~ (7) (略)

1 3 ~ 1 9 (略)

2 0 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの 7 . 1 8 機能部品の耐熱試験の 7 . 1 8 . 1 器具栓及びガスの通る部分に使用される弁の表面に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 2 に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの 7 . 1 8 機能部品の耐熱試験の 7 . 1 8 . 2 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの 7 . 1 8 機能部品の耐熱試験の 7 . 1 8 . 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 8 パーセント以下であること。

2 1 ~ 3 0 (略)

3 1 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3 2 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。

半密閉式瞬間湯沸器

- 1 (略)
- 2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機

イ 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの 6 . 1 4 機能部品の耐熱試験の 6 . 1 4 . 1 器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 2 に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの 6 . 1 4 機能部品の耐熱試験の 6 . 1 4 . 2 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの 7 . 1 8 機能部品の耐熱試験の 6 . 1 4 . 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 8 パーセント以下であること。

2 1 ~ 3 0 (略)

(新設)

3 1 燃焼器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、組込型こんろであって日本工業規格適合容器を使用するものにあつては、使用すべき容器の名称は除く。

半密閉式瞬間湯沸器

- 1 (略)
- 2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機

器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁(器具栓を含む。以下同じ。)の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の20(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 (略)

19 液化石油ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999)

器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁(器具栓を含む。以下同じ。)の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の20(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 (略)

19 液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999)

）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20～28 （略）

2.9 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3.0 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日付け20130605商局第3号）別表第四 配線器具の1（2）ロ（イ）で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含む。

(2) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、通信回線（（1）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有するものであつて、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。

（イ）手元操作が優先されること

（ロ）遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

（ハ）強制排気式のものにあつては、故障等により排気用送風機が作動しない時には、液化石油ガス器具等の遠隔操作による点火操作を行えないようにすること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれ

）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20～28 （略）

（新設）

（新設）

かの対策を講じること。

(イ) 操作結果のフィードバックの確認

(ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等
への記載

ホ 通信回線（（１）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）におい
て、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じている
こと。

(イ) 操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る。

）

(ロ) 外乱に対する誤動作防止

(ハ) 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式
で、遠隔操作により操作するものに限る。））

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の
一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講じる
こと。

ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生ず
るおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じるこ
と。

チ 適切な誤操作防止対策を講じること。

リ 出荷状態において、遠隔操作を無効にすること。

ヌ 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては
、遠隔操作機構の操作によって、点火操作ができないこと。

3 1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石
油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格
電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格
周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の
氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は
名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な
箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

2 9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石
油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格
電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格
周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の
氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は
名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な
箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

<p>半密閉式バーナー付ふろがま</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、<u>日本産業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0)</u> 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～1 5 (略)</p> <p>1 6 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス閉止弁(器具栓を含む。以下同じ。)の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度</p> <p>ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えないことを妨げない。</p> <p>イ 液化石油ガス閉止弁については、<u>日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9)</u> 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 0 (4) (器具栓にあつては、技術的内容の欄の 2 0 (3)) に定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 点火ユニットについては、<u>日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9)</u> 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。</p> <p>ハ 器具ガバナーについては、<u>日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1</u></p>
----------------------	---

<p>半密閉式バーナー付ふろがま</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、<u>日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0)</u> 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3～1 5 (略)</p> <p>1 6 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス閉止弁(器具栓を含む。以下同じ。)の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に 5 0 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に 3 5 度を加えた温度</p> <p>ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えないことを妨げない。</p> <p>イ 液化石油ガス閉止弁については、<u>日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)</u> 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 0 (4) (器具栓にあつては、技術的内容の欄の 2 0 (3)) に定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 点火ユニットについては、<u>日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)</u> 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。</p> <p>ハ 器具ガバナーについては、<u>日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1</u></p>
----------------------	---

9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

1 7 (略)

1 8 液化石油ガスの取入部は、日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

1 9 ~ 2 8 (略)

2 9 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3 0 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉式瞬間湯沸器の項の 3 0 の基準に適合すること。

3 1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量(単位キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ふろがま

1 (略)

2 熱交換部及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 7 (略)

ふろバーナー

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分及び空気調節器は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のあ

0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

1 7 (略)

1 8 液化石油ガスの取入部は、日本工業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

1 9 ~ 2 8 (略)

(新設)

(新設)

2 9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量(単位キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ふろがま

1 (略)

2 熱交換部及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ~ 7 (略)

ふろバーナー

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のあ

る金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～7 (略)

8 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること

==

9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろバーナーの型式(当該型式のふろがまに使用すべきふろバーナーの型式である旨の表示がふろバーナーにあるものに限る。)、使用すべきバーナーの型式の最大液化石油ガス消費量(単位キロワット)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉式ストーブ

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものであっては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあって

る金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～7 (略)

(新設)

8 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろバーナーの型式(当該型式のふろがまに使用すべきふろバーナーの型式である旨の表示がふろバーナーにあるものに限る。)、使用すべきバーナーの型式の最大液化石油ガス消費量(単位キロワット)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

半密閉式ストーブ

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～16 (略)

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものであっては、停電の際においても同様とする。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあって

は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の21(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の21(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18~19 (略)

20 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

21~28 (略)

29 自然排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

30 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉式瞬間湯沸器の項の30の基準に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石

は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の21(4)(器具栓にあつては、技術的内容の欄の21(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18~19 (略)

20 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

21~28 (略)

(新設)

(新設)

29 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石

油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガス栓

- 1 本体及び過流出安全機構（出口側に接続する硬質管以外の管又はソケットが外れたとき、液化石油ガスの圧力により自動的に液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のものをいう。以下同じ。）の金属の部分は、日本産業規格 S 2 1 2 0（2 0 1 9）ガス栓の表 1 6 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。
- 2～3 （略）
- 4 スプリング及びスプリング座金は、日本産業規格 S 2 1 2 0（2 0 1 9）ガス栓の表 1 6 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されたものであること。
- 5～6 （略）
- 7 出口側の取付部に硬質管（燃焼器具接続用金属フレキシブルホースを除く。）を接続するもの（以下「ねじガス栓」という。）及び出口側の取付部に燃焼器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃焼器具を接続するもの（以下「可とう管ガス栓」という。）にあつては、入口側及び出口側の取付部は、次のいずれかの基準に適合すること。
 - (1) ねじ込み式のものにあつては日本産業規格 B 0 2 0 3（1 9 9 9）管用テーパねじに定める規格に適合すること。
 - (2) ユニオン接合するものにあつては、日本産業規格 B 2 3 0 1（2 0 1 3）ねじ込み式可鍛鉄製管継手の表 A. 1 9 I 形ユ

油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

ガス栓

- 1 本体及び過流出安全機構（出口側に接続する硬質管以外の管又はソケットが外れたとき、液化石油ガスの圧力により自動的に液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のものをいう。以下同じ。）の金属の部分は、日本工業規格 S 2 1 2 0（2 0 0 0）ガス栓の表 1 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。
- 2～3 （略）
- 4 スプリング及びスプリング座金は、日本工業規格 S 2 1 2 0（2 0 0 0）ガス栓の表 1 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されたものであること。
- 5～6 （略）
- 7 出口側の取付部に硬質管（燃焼器具接続用金属フレキシブルホースを除く。）を接続するもの（以下「ねじガス栓」という。）及び出口側の取付部に燃焼器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃焼器具を接続するもの（以下「可とう管ガス栓」という。）にあつては、入口側及び出口側の取付部は、次のいずれかの基準に適合すること。
 - (1) ねじ込み式のものにあつては日本工業規格 B 0 2 0 3（1 9 9 9）管用テーパねじに定める規格に適合すること。
 - (2) ユニオン接合するものにあつては、日本工業規格 B 2 3 0 1（2 0 0 4）ねじ込み式可鍛鉄製管継手の付表 1 9 I 形のユ

ニオンに定める規格に適合すること。

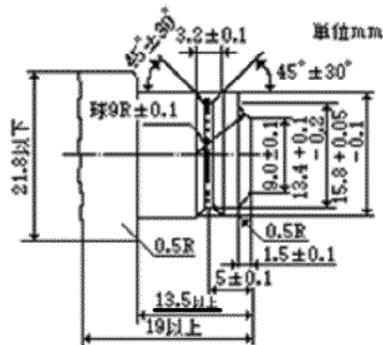
(3) 配管用フレキ管を接続するものにあつては、配管用フレキ管と確実に接続できる構造を有すること。

8 (略)

9 ホースガス栓にあつては、出口側の取付部は、図1又は図2のいずれかの形状を有するものであること。

図1 (略)

図2



10 呼び及び口数は、次の表の名称の欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の呼び及び口数の欄に掲げる呼び及び口数に適合するものであること。

ただし、ガスメーターと調整器を接続するため一体成形した配管ユニットに組み込まれるガス栓であつて、ドレン抜きを備えているねじガス栓（以下、「ドレン抜き一体型ねじガス栓」という。）については、入口側の呼びを1/2、出口側の呼びを1/2又は3/4とする。また、このガス栓については、技術的内容の欄の22及び30を除き、呼び1/2とする。

名称	呼び		口数	
	入口側	出口側	入口側	出口側

ニオンに定める規格に適合すること。

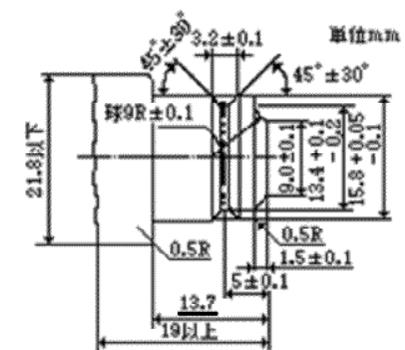
(3) 配管用フレキ管を接続するものにあつては、配管用フレキ管と確実に接続できる構造を有すること。

8 (略)

9 ホースガス栓にあつては、出口側の取付部は、図1又は図2のいずれかの形状を有するものであること。

図1 (略)

図2



10 呼び及び口数は、次の表の名称の欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の呼び及び口数の欄に掲げる呼び及び口数に適合するものであること。

ただし、ガスメーターと調整器を接続するため一体成形した配管ユニットに組み込まれるガス栓であつて、ドレン抜きを備えているねじガス栓（以下、「ドレン抜き一体型ねじガス栓」という。）については、入口側の呼びを1/2、出口側の呼びを1/2又は3/4とする。また、このガス栓については、技術的内容の欄の22及び30を除き、呼び1/2とする。

名称	呼び		口数	
	入口側	出口側	入口側	出口側

ねじガス栓	1 / 2		1 口
	3 / 4		
	1		
	1 1 / 4		
	1 1 / 2		
	2		
可とう管ガス栓	1 / 2		1 口
	3 / 4		
	1		
ホースガス栓	1 / 2	9.5 ミリメ ートル	1 口又は 2 口

- (注) 1 「1 / 2」等は、日本産業規格B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定めるねじの呼び又は日本産業規格B 2 3 0 1 (2 0 1 3) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の表A. 1 9 I 形のユニオンに定める呼びである。以下同じ。
- 2 「9.5ミリメートル」は、技術的内容の欄の9の図1又は図2の形状のホースガス栓に係るものをいう。以下同じ。
- 3 配管用フレキ管を接続するガス栓の呼びは、ねじガス栓に

ねじガス栓	1 / 2		1 口
	3 / 4		
	1		
	1 1 / 4		
	1 1 / 2		
	2		
可とう管ガス栓	1 / 2		1 口
	3 / 4		
	1		
ホースガス栓	1 / 2	9.5 ミリメ ートル	1 口又は 2 口

- (注) 1 「1 / 2」等は、日本工業規格B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定めるねじの呼び又は日本工業規格B 2 3 0 1 (2 0 0 4) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の附表1 9 I 形ユニオンに定める呼びである。以下同じ。
- 2 「9.5ミリメートル」は、技術的内容の欄の9の図1又は図2の形状のホースガス栓に係るものをいう。以下同じ。
- 3 配管用フレキ管を接続するガス栓の呼びは、ねじガス栓に

あつてはねじ接続側の呼びとし、その他のものにあつては出口側の呼びとする。以下同じ。

1 1～2 1 (略)

2 2 空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が0. 1キロパスカルするとき、出口一口当たりの通過空気量が次の表のガス栓の種類欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の流量の欄に掲げる流量以上であること。

ガス栓の種類		流量 (単位：リットル 毎時)	
名称	呼び		
ねじガス栓	I 型形状のもの	1 / 2	6, 0 0 0
		3 / 4	1 0, 0 0 0
		1	1 3, 0 0 0
		1 1 / 4	2 1, 0 0 0
		1 1 / 2	2 9, 0 0 0
		2	4 7, 0 0 0
	ドレン抜き 一体型	出口側 1 / 2	4, 1 0 0
		出口側 3 / 4	4, 4 0 0
可とう管ガス栓	1 / 2	2, 0 0 0	

あつてはねじ接続側の呼びとし、その他のものにあつては出口側の呼びとする。以下同じ。

1 1～2 1 (略)

2 2 空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が0. 1キロパスカルするとき、出口一口当たりの通過空気量が次の表のガス栓の種類欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の流量の欄に掲げる流量以上であること。

ガス栓の種類		流量 (単位：リットル 毎時)	
名称	呼び		
ねじガス栓	I 型形状のもの	1 / 2	6, 0 0 0
		3 / 4	1 0, 0 0 0
		1	1 3, 0 0 0
		1 1 / 4	2 1, 0 0 0
		1 1 / 2	2 9, 0 0 0
		2	4 7, 0 0 0
	ドレン抜き 一体型	出口側 1 / 2	4, 1 0 0
		出口側 3 / 4	4, 4 0 0
可とう管ガス栓	1 / 2	2, 0 0 0	

		3 / 4	4, 0 0 0
		1	6, 0 0 0
ホースガス栓	1 0 <u>k</u> W用器具		5 0 0
	1 5 <u>k</u> W用器具		7 0 0

(注) I 型形状以外のねじガス栓 (ドレン抜き一体型を除く。) の流量は、設計流量値以上とする。

2 3 次の表のガス栓の種類を欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力 (ガスコンセントにあつては、4 0 ニュートンの操作力) 以下で、円滑に開閉操作ができること。

ガス栓の種類		回転力 (単位：ニュートン・メートル)
名称	呼び	
ねじガス栓	1 / 2	3 . 0
	3 / 4	4 . 0
	1	5 . 0
	1 1 / 4	6 . 0

		3 / 4	4, 0 0 0
		1	6, 0 0 0
ホースガス栓	1 0 <u>K</u> W用器具		5 0 0
	1 5 <u>K</u> W用器具		7 0 0

(注) I 型形状以外のねじガス栓 (ドレン抜き一体型を除く。) の流量は、設計流量値以上とする。

2 3 次の表のガス栓の種類を欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力 (ガスコンセントにあつては、4 0 ニュートンの操作力) 以下で、円滑に開閉操作ができること。

ガス栓の種類		回転力 (単位：ニュートン・メートル)	
名称	呼び	<u>鉄製のもの</u>	<u>鉄製以外のもの</u>
ねじガス栓	1 / 2	3 . 0	<u>1 . 5</u>
	3 / 4	4 . 0	<u>1 . 8</u>
	1	5 . 0	<u>2 . 5</u>
	1 1 / 4	6 . 0	<u>4 . 0</u>

	1 1/2	8.0
	2	10.0
可とう管ガス栓	1/2	0.6
	3/4	1.2
	1	1.8
ホースガス栓		0.6

24 (略)

25 入口側及び出口側の取付部が自由に回る機構(施工用可動部を除く。)は、回転角度に応じた角度の6,000回の反復使用をした後、技術的内容の欄の21に定める基準に適合すること。

26~28 (略)

29 次の表のガス栓の種類を掲げる種類ごとにそれぞれ同表の静荷重の欄に掲げる静荷重を加えた後、技術的内容の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあつては、この限りでない。

ガス栓の種類		静荷重 (単位：ニュートン)
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	500
	3/4	600

	1 1/2	8.0	6.0
	2	10.0	8.0
可とう管ガス栓	1/2	0.6	0.6
	3/4	1.2	1.2
	1	1.8	1.8
ホースガス栓		0.6	0.6

24 (略)

25 入口側及び出口側の取付部が自由に回る機構は、回転角度に応じた角度の6,000回の反復使用をした後、技術的内容の欄の21に定める基準に適合すること。

26~28 (略)

29 次の表のガス栓の種類を掲げる種類ごとにそれぞれ同表の静荷重の欄に掲げる静荷重を加えた後、技術的内容の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあつては、この限りでない。

ガス栓の種類		静加重 (単位：ニュートン)
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	500
	3/4	600

	1	800
	1 1/4	1,000
	1 1/2	1,500
	2	2,000
可とう管ガス栓	1/2	350
	3/4	450
	1	600
ホースガス栓		350

30 (略)

31 ストップ機構は、次の表のガス栓の種類のカラムに掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力のカラムに掲げる回転力を加えた後、技術的内容のカラムの21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

ガス栓の種類		回転力 (単位：ニュートン ・メートル)
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	5
	3/4	10

	1	800
	1 1/4	1,000
	1 1/2	1,500
	2	2,000
可とう管ガス栓	1/2	350
	3/4	450
	1	600
ホースガス栓		350

30 (略)

31 ストップ機構は、次の表のガス栓の種類のカラムに掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力のカラムに掲げる回転力 (ガスコンセントにあつては、400ニュートンの力) を加えた後、技術的内容のカラムの21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

ガス栓の種類		回転力 (単位：ニュートン ・メートル)
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	5
	3/4	10

	1	
	1 1 / 4	
	1 1 / 2	1 5
	2	
可とう管ガス栓	/	4
ホースガス栓		

3 2 ~ 3 3 (略)

3 4 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

3 5 見やすい箇所に容易に消えない方法で液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限(単位はキロワットとする。ホースガス栓に限る。)、適応する管の呼び(配管用フレキ管を接続するものに限る。)及び使用上の注意事項(過流出安全機構を有するものに限る。)が表示されていること。

調整器

1 本体、カバー及びばねは、次に掲げるいずれかの基準に適合する金属で製造されたものであること。
 (1) 日本産業規格 B 8 2 3 8 (2 0 1 2) LP ガス用圧力調整器の表 8 - 耐食処理を必要としない金属材料又は表 9 - 耐食処理が必要な金属材料に定める規格に適合する金属であること。
 (2) 日本産業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 1 5) 塩水噴霧試験方法の 5

	1	
	1 1 / 4	
	1 1 / 2	1 5
	2	
可とう管ガス栓	/	4
ホースガス栓		

3 2 ~ 3 3 (略)

3 4 見やすい箇所に容易に消えない方法で液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限(単位はキロワットとする。ホースガス栓に限る。)、適応する管の呼び(配管用フレキ管を接続するものに限る。)及び使用上の注意事項(過流出安全機構を有するものに限る。)が表示されていること。

調整器

1 本体、カバー及びばねは、次に掲げるいずれかの基準に適合する金属で製造されたものであること。
 (1) 日本工業規格 B 8 2 3 8 (1 9 9 4) LP ガス用圧力調整器の表 5 調整器に用いる金属材料 (1) 本体、カバー及びばね用金属材料に定める規格に適合する金属であること。
 (2) 日本工業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 0 0) 塩水噴霧試験方法の 3

装置に定める規格に適合する装置を用い、9 試験条件において、4. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する塩溶液を24時間以上噴霧した後、13. 試験結果の表し方 a) 腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8の腐食面積率であること。

2～6 (略)

7 入口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) ねじ込み式のものにあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

ロ 日本産業規格 B 0 2 0 5 - 4 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—第4部：基準寸法及び日本産業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—公差—第2部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。

ハ 次に掲げる基準に適合するねじであること。

(イ) 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の5. 2 ガス充填口に定める規格に適合するねじであること。

(ロ) ナットによって取付けられるねじ又はハンドルによって取付けられるねじにあつては、左ねじである旨のV型溝を有し、又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。

(ハ) ハンドルの直径は、着脱の操作に適切なものであること。

(2) フランジにより接続するものであつて、二段減圧式分離型二次用調整器にあつては、次に掲げるイからニまでのいずれかの基準、その他の調整器にあつては、ハ又はニの基準に適合する

装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法 a) 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8の腐食面積率であること。

2～6 (略)

7 入口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) ねじ込み式のものにあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 日本工業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

ロ 日本工業規格 B 0 2 0 5 - 4 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—第4部：基準寸法及び日本工業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—公差—第2部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。

ハ 次に掲げる基準に適合するねじであること。

(イ) 日本工業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の5. 2 ガス充填口に定める規格に適合するねじであること。

(ロ) ナットによって取付けられるねじ又はハンドルによって取付けられるねじにあつては、左ねじである旨のV型溝を有し、又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。

(ハ) ハンドルの直径は、着脱の操作に適切なものであること。

(2) フランジにより接続するものであつて、二段減圧式分離型二次用調整器にあつては、次に掲げるイからニまでのいずれかの基準、その他の調整器にあつては、ハ又はニの基準に適合する

フランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

イ 日本産業規格 B 2 2 2 0 (2 0 1 2) 鋼製管フランジの表 1 5 - 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法又は表 1 6 - 呼び圧力 1 0 K 薄形フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ロ 日本産業規格 B 2 2 3 9 (2 0 1 3) 鋳鉄製管フランジの表 9 - 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ハ 日本産業規格 B 2 2 2 0 (2 0 1 2) 鋼製管フランジの表 1 8 - 呼び圧力 2 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ニ 日本産業規格 B 2 2 3 9 (2 0 1 3) 鋳鉄製管フランジの表 1 2 - 呼び圧力 2 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

(3) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充てん口の寸法の規格に適合するカップリング式の充填口と容易に、かつ、確実に接続及び切離しができるもの（以下「カップリングソケット」という。）であること。

ロ カップリングソケットは、1, 0 0 0 回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

ハ カップリングソケットの接続及び切離しの作業において容器用弁内部のガスを放出しないものであること。

8 出口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 容量 1 キログラム毎時以下の単段減圧式調整器以外のものにあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ ねじ込み式のものにあつては、技術的内容の欄の 7 (1) イ、ロ又はハに掲げる基準のいずれかに適合すること。

ロ フランジにより接続するものにあつては、(イ)又は(ロ)

フランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

イ 日本工業規格 B 2 2 2 0 (2 0 0 4) 鋼製管フランジの付表 5 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法又は付表 6 呼び圧力 1 0 K 薄型フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ロ 日本工業規格 B 2 2 3 9 (2 0 0 4) 鋳鉄製管フランジの付表 2 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ハ 日本工業規格 B 2 2 2 0 (2 0 0 4) 鋼製管フランジの付表 8 呼び圧力 2 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ニ 日本工業規格 B 2 2 3 9 (2 0 0 4) 鋳鉄製管フランジの付表 5 呼び圧力 2 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

(3) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本工業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充填口の寸法の規格に適合するカップリング式の充填口と容易に、かつ、確実に接続及び切離しができるもの（以下「カップリングソケット」という。）であること。

ロ カップリングソケットは、1, 0 0 0 回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

ハ カップリングソケットの接続及び切離しの作業において容器用弁内部のガスを放出しないものであること。

8 出口側取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 容量 1 キログラム毎時以下の単段減圧式調整器以外のものにあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ ねじ込み式のものにあつては、技術的内容の欄の 7 (1) イ、ロ又はハに掲げる基準のいずれかに適合すること。

ロ フランジにより接続するものにあつては、(イ)又は(ロ)

に掲げる基準に適合するフランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

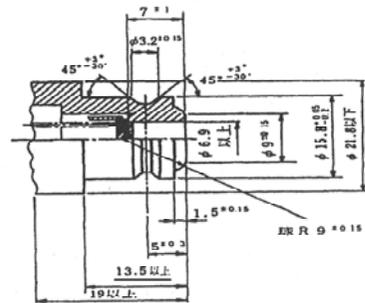
(イ) 日本産業規格 B 2 2 2 0 (2 0 1 2) 鋼製管フランジの表 1 4 呼び圧力 5 K フランジの寸法又は表 1 5 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

(ロ) 日本産業規格 B 2 2 3 9 (2 0 1 3) 鋳鉄製管フランジの表 8 呼び圧力 5 K フランジの寸法又は表 9 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ハ ユニオン接合するものにあつては、日本産業規格 B 2 3 0 1 (2 0 1 3) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の表 A. 1 9 - I 形ユニオンに定める規格に適合するねじであること。

(2) 容量 1 キログラム毎時以下の単段減圧式調整器にあつては、
(1) イ、ロ又はハに掲げる基準のいずれかに適合するか、若しくは次図の形状を有するものであつて、過流出安全機構を有すること。

図 単位 mm



9 ~ 1 4 (略)

1 5 入口側の圧力を 0. 1 メガパスカルとし、2 秒以上 3 秒以下の間空気を流入した後、2 秒以上 3 秒以下の間空気の流入を停止する

に掲げる基準に適合するフランジ若しくはこれらと同等以上のフランジであること。

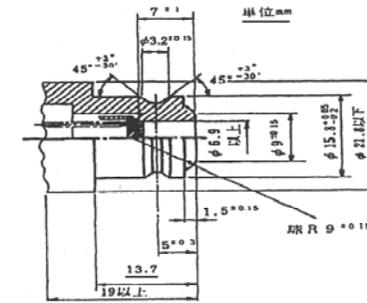
(イ) 日本工業規格 B 2 2 2 0 (2 0 0 4) 鋼製管フランジの付表 4 呼び圧力 5 K フランジの寸法又は付表 5 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

(ロ) 日本工業規格 B 2 2 3 9 (2 0 0 4) 鋳鉄製管フランジの付表 1 呼び圧力 5 K フランジの寸法又は付表 2 呼び圧力 1 0 K フランジの寸法に定める規格に適合するフランジであること。

ハ ユニオン接合するものにあつては、日本工業規格 B 2 3 0 1 (2 0 0 4) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表 1 9 I 形のユニオンに定める規格に適合するねじであること。

(2) 容量 1 キログラム毎時以下の単段減圧式調整器にあつては、
(1) イ、ロ又はハに掲げる基準のいずれかに適合するか、若しくは次図の形状を有するものであつて、過流出安全機構を有すること。

図 単位 mm



9 ~ 1 4 (略)

1 5 入口側の圧力を 0. 1 メガパスカルとし、2 秒以上 3 秒以下の間空気を流入した後、2 秒以上 3 秒以下の間空気の流入を停止する

操作を60,000回（自動切替式調整器の一次側については、各30,000回）繰り返した後、技術的内容の欄の10、11及び12に定める基準に適合すること。ただし、自動切替式一体型調整器であって技術的内容の欄の20に定めるところにより表示されている入口側の圧力の下限値が0.15メガパスカルのものにあっては、入口側の圧力を0.15メガパスカルとする。

16～20（略）

一般ガスこんろ

1（略）

2 液化石油ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～12（略）

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

（1）感熱部が機能しなかった場合には、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

（2）容易に改造できない構造であること。

（3）異常な温度に達したときに作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合に液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

（4）バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格S2149（1993）ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本産業規格C9730-1（2019）自動電気制御装置-第1部：一般要求事項及び日本産業規格C9730-2-9（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置-第2-9部：温度検出制御装置の個別要求

操作を60,000回（自動切替式調整器の1次側については、各30,000回）繰り返した後、技術的内容の欄の10、11及び12に定める基準に適合すること。ただし、自動切替式一体型調整器であって技術的内容の欄の20に定めるところにより表示されている入口側の圧力の下限値が0.15メガパスカルのものにあっては、入口側の圧力を0.15メガパスカルとする。

16～20（略）

一般ガスこんろ

1（略）

2 液化石油ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3～12（略）

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

（1）感熱部が機能しなかった場合には、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

（2）容易に改造できない構造であること。

（3）異常な温度に達したときに作動し、液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合に液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

（4）バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格S2149（1993）ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格C9730-1（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730-2-9（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

事項に定める規格に適合するものであること。

14～17 (略)

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ技術的内容の欄の22(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の22(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19～20 (略)

21 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

と。

14～17 (略)

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ技術的内容の欄の22(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の22(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19～20 (略)

21 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22～30 (略)

3.1 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコン

トローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成25年7月1日付け20130605商局第3号)別表第四 配線器具の1(2)ロ(イ)で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含む。

(2) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、通信回線(1)に掲げるものを除く。)を利用した遠隔操作機構を有するものであつて、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。

(イ) 手元操作が優先されること

(ロ) 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じていること。

(イ) 操作結果のフィードバックの確認

(ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

ホ 通信回線(1)に掲げるもの及び公衆回線を除く。)にお

22～30 (略)

(新設)

いて、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じていること。

(イ) 操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る。）

(ロ) 外乱に対する誤動作防止

(ハ) 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式で、遠隔操作により操作するものに限る。）

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講じること。

ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じること。

チ 適切な誤操作防止対策を講じること。

リ 出荷状態において、遠隔操作を無効にすること。

ス 炎に触れることができるものにあつては、遠隔操作機構の操作によって、点火操作ができないこと。

3 2 遠隔操作機構を有するものにあつては、容易に消火操作又は火力調整（遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く。）が行えないものであること。

3 3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3 4 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關す

(新設)

3 1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3 2 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關す

る法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するもの
 にあつては、業務用である旨

(2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろに
 あつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨

(3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつて
 は、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

開放式若しくは
 密閉式又は屋外
 式瞬間湯沸器

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る
 部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、
日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通
則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しく
はこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した
金属で製造されていること。

3~20 (略)

21 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超え
 ないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつて
 は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面に
 あつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超え
 ることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(
2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の
耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適
 合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、
 技術的内容の欄の24(4)(器具栓にあつては、技術的内容
 の欄の24(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(201

る法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するもの
 にあつては、業務用である旨

(2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろに
 あつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨

(3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつて
 は、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

開放式若しくは
 密閉式又は屋外
 式瞬間湯沸器

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る
 部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、
日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通
則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しく
はこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した
金属で製造されていること。

3~20 (略)

21 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超え
 ないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつて
 は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面に
 あつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超え
 ることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(
2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の
耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適
 合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、
 技術的内容の欄の24(4)(器具栓にあつては、技術的内容
 の欄の24(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(201

9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

22 (略)

23 液化石油ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

24~32 (略)

33 開放式のもの又は自然給排気式のものにあつては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

34 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉式瞬間湯沸器の項の30の基準に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

35 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量(単位キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

36 開放式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの

0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

22 (略)

23 液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

24~32 (略)

(新設)

(新設)

33 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量(単位キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

34 開放式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの

文字で表示されていること。

高圧ホース

- 1 ホースの材質は、次に掲げる基準に適合するゴムであること。
 - (1) 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等の変化が生じないものであること。
 - イ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの
 - ロ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの
 - ハ 温度零下25度以下の空気
 - (2) 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。
 - イ 日本産業規格K6251(2017)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。
 - ロ 日本産業規格K6257(2017)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の3.3試験方法に定める促進老化試験のA法(A t A—1)に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。
 - (3) 日本産業規格B8262(2019)LPガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの10.2.4ホース外層の耐オゾン性試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験

文字で表示されていること。

高圧ホース

- 1 ホースの材質は、次に掲げる基準に適合するゴムであること。
 - (1) 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等の変化が生じないものであること。
 - イ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの
 - ロ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの
 - ハ 温度零下25度以下の空気
 - (2) 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。
 - イ 日本工業規格K6251(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。
 - ロ 日本工業規格K6257(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方の4.3試験方法に定める促進老化試験A法(A A—2)に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。
 - (3) 日本工業規格K6347—1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)—第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時

を行ったとき、使用上支障のある亀裂等が生じないものであること。

(4) 日本産業規格 B 8 2 6 2 (2 0 1 9) L P ガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの 1 0 . 2 . 5 高圧ホースの耐 L P ガス透過性試験に定める規格に適合する方法により試験温度を 4 5 度以上 5 0 度以下、試験時間を 1 2 0 時間、試験ガスをボタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを 1 時間に透過する液化石油ガスの量が長さ 1 メートルにつき 3 0 ミリリットル以下であること。

2 (略)

3 高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 日本産業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 1 5) 塩水噴霧試験方法の 5 . 装置に定める規格に適合する装置を用い、9 . 試験条件において、4 . 2 . 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 3 . 試験結果の表示方 a) 腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ 9 . 8 の腐食面積率であること。

(2) 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。

4 高圧ホース継手取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

(2) 日本産業規格 B 0 2 0 5 - 4 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法及び日本産業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—公差—第 2 部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中 (はめあい区分)に定める規格に適合するねじであること。

(3) 次に掲げる基準に適合するねじであること。

イ 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁

間、伸びを 2 0 パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のある亀裂等が生じないものであること。

(4) 日本工業規格 K 6 3 4 7 - 1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P G ホース) —第 1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の 8 . 6 . 1 高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合する方法により試験温度を 4 5 度以上 5 0 度以下、試験時間を 1 2 0 時間、試験ガスをボタンとして試験を行ったとき、高圧ホースを 1 時間に透過する液化石油ガスの量が長さ 1 メートルにつき 3 0 ミリリットル以下であること。

2 (略)

3 高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 日本工業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 0 0) 塩水噴霧試験方法の 3 . 装置に定める規格に適合する装置を用い、9 . 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7 . 2 . 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 6 . 判定方法 a) 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ 9 . 8 の腐食面積率であること。

(2) 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。

4 高圧ホース継手取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 日本工業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

(2) 日本工業規格 B 0 2 0 5 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法及び日本工業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1) 一般用メートルねじ—公差—第 2 部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法—中 (はめあい区分)に定める規格に適合するねじであること。

(3) 次に掲げる基準に適合するねじであること。

イ 日本工業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁

の5. 2 ガス充てん口に定める規格に適合するねじであること。

ロ ナットによって取付けられるねじ又はハンドルによって取付けられるねじにあっては、左ねじである旨のV型溝を有し、又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。

ハ ハンドルの直径は、着脱の操作に適切なものであること。

(4) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ カップリングソケットであること。

ロ カップリングソケットには、逆止弁が内蔵されていること。

ハ カップリングソケットは、1, 0 0 0回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

ニ カップリングソケットの接続及び切離しの作業において容器用弁内部のガスを放出しないものであること。

(5) 高圧ホース出口側取付部であって、カップリングソケットと接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本産業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充てん口の寸法のカップリング式の充てん口に定める構造及び寸法を有するもの（以下「カップリングプラグ」という。）であること。

ロ カップリングプラグは、1, 0 0 0回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

5～13 (略)

密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した

の5. 2 ガス充填口に定める規格に適合するねじであること。

ロ ナットによって取付けられるねじ又はハンドルによって取付けられるねじにあっては、左ねじである旨のV型溝を有し、又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。

ハ ハンドルの直径は、着脱の操作に適切なものであること。

(4) カップリング付容器用弁に接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ カップリングソケットであること。

ロ カップリングソケットには、逆止弁が内蔵されていること。

ハ カップリングソケットは、1, 0 0 0回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

ニ カップリングソケットの接続及び切離しの作業において容器用弁内部のガスを放出しないものであること。

(5) 高圧ホース出口側取付部であって、カップリングソケットと接続する取付部にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 日本工業規格 B 8 2 4 5 (2 0 0 4) 液化石油ガス容器用弁の図 1 ガス充填口の寸法のカップリング式の充填口に定める構造及び寸法を有するもの（以下「カップリングプラグ」という。）であること。

ロ カップリングプラグは、1, 0 0 0回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。

5～13 (略)

密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した

金属で製造されていること。

3～19 (略)

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の23(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の23(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21 (略)

22 液化石油ガスの取入部は、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

金属で製造されていること。

3～19 (略)

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) (略)

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の23(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の23(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21 (略)

22 液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23～32 (略)

33 自然給排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のもの
を除く。)を有しないものであること。

34 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉式瞬間湯沸器の
項の30の基準に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制
排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

35 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃
焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の
別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量
(単位 キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定
格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電
動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名
称、製造年月並びに製造番号が表示されていること及び適切な箇所
に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

開放式若しくは
密閉式又は屋外
式ストーブ

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る
部分、密閉式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、
日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通
則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しく
はこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した
金属で製造されていること。

3～21 (略)

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超え
ないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの
液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては
、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室
の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつて

23～32 (略)

(新設)

(新設)

33 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃
焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の
別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量
(単位 キロワット)、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定
格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電
動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名
称、製造年月並びに製造番号が表示されていること及び適切な箇所
に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

開放式若しくは
密閉式又は屋外
式ストーブ

1 (略)

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る
部分、密閉式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、
日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通
則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しく
はこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した
金属で製造されていること。

3～21 (略)

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超え
ないこと。なお、強制対流型のもので停電の際メインバーナーへの
液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては
、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室
の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつて

は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

23～24 (略)

25 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本産業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26～34 (略)

34の2 開放燃焼式のもの(放射式のものに限る。)又は自然給排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

34の3 遠隔操作機構を有するものにあつては、半密閉式瞬間湯沸器の項の30の基準に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「

は試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の基準に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の26(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の26(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

23～24 (略)

25 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203(1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26～34 (略)

(新設)

(新設)

強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

35～35の2 (略)

36 開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術的内容の欄の1、3、11(2)、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、29、32、33、34、35及び37を除く各項に適合するほか、次の(1)から(19)までに適合すること。

(1)～(7) (略)

(8) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

イ 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25
	その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		105
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		65

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点

35～35の2 (略)

36 開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術的内容の欄の1、3、11(2)、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、29、32、33、34、35及び37を除く各項に適合するほか、次の(1)から(19)までに適合すること。

(1)～(7) (略)

(8) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

イ 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25
	その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		105
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		65

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点

火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 8機能部品の耐熱試験の7. 1 8. 1器具栓及びガスの通る部分に使用される弁の表面に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、(10)に定める基準に適合すること。

(ロ) 点火ユニットについては、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 8機能部品の耐熱試験の7. 1 8. 2点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(ハ) 器具ガバナーについては、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 8機能部品の耐熱試験の7. 1 8. 3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

(9)～(19) (略)

37 屋外式のもののうち適用除外ガス用容器を使用する構造のもの(以下「屋外式カートリッジガスストーブ」という。)にあつては、技術的内容の欄の1、5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、27の2、28、32、33、34、35、35の2及び36を除く各項に適合するほか、次の(1)から(24)までに適合すること。

(1)～(11) (略)

(12) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を

火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 1器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、(10)に定める基準に適合すること。

(ロ) 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 2点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(ハ) 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

(9)～(19) (略)

37 屋外式のもののうち適用除外ガス用容器を使用する構造のもの(以下「屋外式カートリッジガスストーブ」という。)にあつては、技術的内容の欄の1、5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、27の2、28、32、33、34、35、35の2及び36を除く各項に適合するほか、次の(1)から(23)までに適合すること。

(1)～(11) (略)

(12) 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を

超えないこと。

イ 次の表の測定箇所を欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25
	その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		105
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		65

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 8 機能部品の耐熱試験の7. 1 8. 1 器具栓及びガスの通る部分に使用される弁の表面に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ(15)に定める基準に適合すること。

超えないこと。

イ 次の表の測定箇所を欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所		温度 (単位 度)
乾電池の表面		20
つまみ類	金属の部分	25
	その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面		105
機器の下面、背面及び側面に面した木壁の表面		65

ロ 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の基準に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

(イ) 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 4 機能部品の耐熱試験の6. 1 4. 1 器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ(15)に定める基準に適合すること。

	<p>(ロ) 点火ユニットについては、<u>日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7)</u> <u>カセットこんろの 7. 1 8 機能部品の耐熱試験の 7. 1 8. 2 点火ユニット</u>に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、(2) に定める基準に適合すること。</p> <p>(ハ) 器具ガバナーについては、<u>日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7)</u> <u>カセットこんろの 7. 1 8 機能部品の耐熱試験の 7. 1 8. 3 器具ガバナー</u>に定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 8 パーセント以下であること。</p> <p>(1 3) ~ (2 4) (略)</p>
ガス漏れ警報器	<p>1 ~ 8 (略)</p> <p>9 ヒューズは、<u>日本産業規格 C 6 5 7 5 - 2 (2 0 1 6)</u> <u>ミニチュアヒューズ—第 2 部：管形ヒューズリンク又は日本産業規格 C 8 3 5 2 (2 0 1 5)</u> <u>配線用ヒューズ通則の規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</u></p> <p>1 0 ~ 1 6 (略)</p> <p><u>1 7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、ガス漏れ警報機能の停止操作が行えないものであること。</u></p>
低圧ホース	<p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 継手金具の接続部のねじは、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) <u>日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9)</u> <u>管用テーパねじ</u>に定める規格に適合するねじであること。</p> <p>(2) <u>日本産業規格 B 0 2 0 5 - 4 (2 0 0 1)</u> <u>一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法及び日本産業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1)</u> <u>一般用メートルねじ—公差—第 2 部：一般用おねじ及び</u></p>

	<p>(ロ) 点火ユニットについては、<u>日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9)</u> <u>カセットこんろの 6. 1 4 機能部品の耐熱試験の 6. 1 4. 2 点火ユニット</u>に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、(2) に定める基準に適合すること。</p> <p>(ハ) 器具ガバナーについては、<u>日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9)</u> <u>カセットこんろの 6. 1 4 機能部品の耐熱試験の 6. 1 4. 3 器具ガバナー</u>に定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変化が試験前の調整圧力の 8 パーセント以下であること。</p> <p>(1 3) ~ (2 4) (略)</p>
ガス漏れ警報器	<p>1 ~ 8 (略)</p> <p>9 ヒューズは、<u>日本工業規格 C 6 5 7 5 - 2 (2 0 0 5)</u> <u>ミニチュアヒューズ—第 2 部：管形ヒューズリンク又は日本工業規格 C 8 3 5 2 (1 9 8 3)</u> <u>配線用ヒューズ通則の規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。</u></p> <p>1 0 ~ 1 6 (略)</p> <p>(新設)</p>
低圧ホース	<p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 継手金具の接続部のねじは、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) <u>日本工業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9)</u> <u>管用テーパねじ</u>に定める規格に適合するねじであること。</p> <p>(2) <u>日本工業規格 B 0 2 0 5 - 4 (2 0 0 1)</u> <u>一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法及び日本工業規格 B 0 2 0 9 - 2 (2 0 0 1)</u> <u>一般用メートルねじ—公差—第 2 部：一般用おねじ及びめねじの許</u></p>

	<p>めねじの許容限界寸法一中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。</p> <p>4～8 （略）</p>
対震遮断器	<p>1 本体は、次に掲げる基準に適合する金属又は合成樹脂で製造されたものであること。</p> <p>(1) 本体に使用する金属は、<u>日本産業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 1 5)</u> 塩水噴霧試験方法の <u>5. 装置</u> に定める規格に適合する装置を用い、<u>9. 試験条件</u> に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、<u>4. 2. 1 中性塩水噴霧試験</u> に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、<u>1 3. 試験結果の表し方 a)</u> 腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9. 8 の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であって、その他使用上支障のある欠陥のないものであること。</p> <p>(2) 本体に使用する合成樹脂は、温度零下 2 5 度以下の空気中に 2 4 時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、変形等の変化を生じない合成樹脂であること。</p> <p>2～1 0 （略）</p> <p>1 1 硬質管と接続する取付部のねじは、<u>日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9)</u> 管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>1 2～1 4 （略）</p> <p>1 5 入口側から 2. 8 キロパスカルの圧力の空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が 0. 1 キロパスカルのとき、通過空気量が次の表の硬質管と接続する取付部のねじの呼びの欄に掲げるねじの種類ごとにそれぞれ流量の欄に掲げる流量（単位リットル毎時）以上であること。ただし、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあっては、この限りでない。</p>

	<p>容限界寸法一中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。</p> <p>4～8 （略）</p>
対震遮断器	<p>1 本体は、次に掲げる基準に適合する金属又は合成樹脂で製造されたものであること。</p> <p>(1) 本体に使用する金属は、<u>日本工業規格 Z 2 3 7 1 (2 0 0 0)</u> 塩水噴霧試験方法の <u>3. 装置</u> に定める規格に適合する装置を用い、<u>9. 噴霧室の条件</u> に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、<u>7. 2. 1 中性塩水噴霧試験</u> に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、<u>1 6. 判定方法 a)</u> 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9. 8 の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であって、その他使用上支障のある欠陥のないものであること。</p> <p>(2) 本体に使用する合成樹脂は、温度零下 2 5 度以下の空気中に 2 4 時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、変形等の変化を生じない合成樹脂であること。</p> <p>2～1 0 （略）</p> <p>1 1 硬質管と接続する取付部のねじは、<u>日本工業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9)</u> 管用テーパねじに定める規格に適合するものであること。</p> <p>1 2～1 7 （略）</p> <p>1 5 入口側から 2. 8 キロパスカルの圧力の空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が 0. 1 キロパスカルのとき、通過空気量が次の表の硬質管と接続する取付部のねじの呼びの欄に掲げるねじの種類ごとにそれぞれ流量の欄に掲げる流量（単位リットル毎時）以上であること。ただし、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあっては、この限りでない。</p>

取付部のねじの呼び	流量
1 / 2	3, 6 0 0
3 / 4	6, 0 0 0
1	7, 8 0 0
1 1 / 4	1 2, 6 0 0
1 1 / 2	1 7, 4 0 0
2	2 8, 2 0 0

1 8 遠隔操作機構を有するもの（1 0 に定める安全機構を有するものを除く。）にあつては、器体スイッチの操作以外によつては、ガス通路を再開させることができないものであること。

1 9 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。

(備考)

省令（別表第 3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本産業規格 S 2 0 9 3（2 0 1 9） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の 5 試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[カートリッジガスこんろ]

2 について

(1) 「同等以上の耐食性のある材料」とは、日本産業規格 Z 2 3 7 1（2 0 1 5） 塩水噴霧試験方法の 5. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 試験条件において、4. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 3. 試験結果の表し方 a) 腐食面積に定める規格に適合する

取付部のねじの呼び	流量
<u>P T</u> 1 / 2	3, 6 0 0
<u>P T</u> 3 / 4	6, 0 0 0
<u>P T</u> 1	7, 8 0 0
<u>P T</u> 1 1 / 4	1 2, 6 0 0
<u>P T</u> 1 1 / 2	1 7, 4 0 0
<u>P T</u> 2	2 8, 2 0 0

(新設)

1 8 見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号並びに作動後ガス通路を再開する際の注意事項が表示されていること。

(備考)

省令（別表第 3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格 S 2 0 9 3（2 0 1 0） 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の 5 試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[カートリッジガスこんろ]

2 について

(1) 「同等以上の耐食性のある材料」とは、日本工業規格 Z 2 3 7 1（2 0 0 0） 塩水噴霧試験方法の 3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 2 4 時間以上噴霧した後、1 6. 判定方法 a)

方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8から6までの腐食面積率である金属のことをいう。

(2) (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの6. 材料b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 0. 2 試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について (略)

8について (略)

10について

「附属部品の位置が変化しない」とは、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの5. 1 構造一般h)に適合することをいう。

18について (略)

19について (略)

20について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 9. 1 平常時温度上昇に定める方法により各部の温度を確認することとする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの図8木壁及び木台表面温度測温板における木壁をいう。

25について

「通常負荷されることのある荷重」については、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 2. 6 荷重試験により確認することとする。

27について

(1) 「反復使用」については、日本産業規格S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの7. 1 5 反復使用試験により行うこととする。

(2) ~ (3) (略)

) 面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8から6までの腐食面積率である金属のことをいう。

(2) (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの5. 材料b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 9. 2 試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について (略)

8について (略)

10について

「附属部品の位置が変化しない」とは、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの4. 1 構造一般u)に適合することをいう。

18について (略)

19について (略)

20について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 8. 1 平常時温度上昇に定める方法により各部の温度を確認することとする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの付図2木壁及び木台表面温度測定板における木壁をいう。

25について

「通常負荷されることのある荷重」については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 2. 5 荷重試験により確認することとする。

27について

(1) 「反復使用」については、日本工業規格S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの6. 1 2 反復使用試験により行うこととする。

(2) ~ (3) (略)

28について

(1) 「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本産業規格 S 2147 (2017) カセットこんろの7. 2. 4 振動及び落下試験により行うこととする。

(2) (略)

31について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー、液化石油ガス器具等本体の音声利用も含まれる。

32について (略)

[半密閉式瞬間湯沸器]

2について (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

11について (略)

12について (略)

13について (略)

28について

(1) 「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格 S 2147 (2009) カセットこんろの6. 2. 3 振動及び落下試験により行うこととする。

(2) (略)

(新設)

31について (略)

[半密閉式瞬間湯沸器]

2について (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

11について (略)

12について (略)

13について (略)

1 4 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 - 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 - 温水機器の性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 - 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 4 について (略)

2 5 について (略)

2 7 について (略)

2 8 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

2 9 について

1 4 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 4 について (略)

2 5 について (略)

2 7 について (略)

2 8 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

(新設)

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

30 について

(1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象(ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等)を想定すること

(2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、液化石油ガス器具等を見えない位置から発するコマンドによって、液化石油ガス器具等を制御する操作をいう。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵する場合にあっては、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる制御装置とはみなさない。

(3) 「コントローラー」とは、液化石油ガス器具等を制御する装置の総称をいう。

(4) 「遠隔操作機構」とは、液化石油ガス器具等本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

(5) 「通信回線」とは、有線通信(汎用通信線を利用するもの)及び無線通信の物理的な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線 LAN、無線 LAN、無線 PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

31 について (略)

[半密閉式バーナー付ふろがま]

2 について (略)

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

(新設)

29 について (略)

[半密閉式バーナー付ふろがま]

2 について (略)

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について (略)

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について (略)

9 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 4 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 ー温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の 9 . 1 7 水通路の耐圧試験 9 . 1 7 . 3 風呂がま a) かま本体により確認することとする。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

5 について (略)

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について (略)

9 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 4 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の 7 . 1 7 水通路の耐圧試験 7 . 1 7 . 3 風呂がま a) かま本体により確認することとする。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

22の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格S2109(2019) 家庭用ガス温水機器の表12-温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

23について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格S2109(2019) 家庭用ガス温水機器の表12-温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

25について (略)

27について (略)

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29及び30について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

31について (略)

[ふろがま]

2について (略)

4について (略)

5について

(1) 「測定箇所の温度」の測定は、日本産業規格S2109(2019) 家庭用ガス温水機器の表12-温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

7について (略)

22の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109(2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

23について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

25について (略)

27について (略)

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

(新設)

29について (略)

[ふろがま]

2について (略)

4について (略)

5について

(1) 「測定箇所の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

7について (略)

[ふろバーナー]

2について (略)

4について

「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 - 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

9について (略)

[半密閉式ストーブ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b)に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試

[ふろバーナー]

2について (略)

4について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(新設)

8について (略)

[半密閉式ストーブ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b)に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試

験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

10について (略)

12について (略)

13について (略)

14について (略)

15について (略)

16について (略)

17について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S2122(2019) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

18について (略)

22について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について (略)

27について (略)

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29及び30について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

10について (略)

12について (略)

13について (略)

14について (略)

15について (略)

16について (略)

17について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010) 家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

18について (略)

22について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について (略)

27について (略)

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

(新設)

3 1 について (略)

[ガス栓]

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 1 2 0 (2 0 1 9) ガス栓の 9 . 1 7 . 1 弾性材、Oリング、パッキン及び弾性材以外のプラスチックの試験により試験を行ったとき、質量変化率が 2 0 パーセント以内であり、かつ使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等がないことをいう。

5 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3 についてと同じとする。

6 について (略)

9 における図について (略)

1 1 について (略)

1 3 について (略)

2 8 について

衝撃力を加える方法は、日本産業規格 S 2 1 2 0 (2 0 1 9) ガス栓の 9 . 1 3 耐衝撃性試験によることとする。

3 2 について (削除)

3 4 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための

2 9 について (略)

[ガス栓]

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、次に掲げる試験液及び空気の中に 2 4 時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、軟化、収縮等がないものであり、かつ、試験後の体積変化率が試験前の体積の 1 . 5 パーセント以内であることをいう。

(1) プロパン 5 0 パーセント以上 8 0 パーセント以下、プロピレン 1 0 パーセント以上 4 0 パーセント以下、及びブタジエン 2 パーセント以上の混合液であって、温度零下 2 0 度以下のもの

(2) プロパン 5 0 パーセント以上 8 0 パーセント以下、プロピレン 1 0 パーセント以上 4 0 パーセント以下、及びブタジエン 2 パーセント以上の混合液であって、温度 4 0 度以上のもの

(3) 温度零下 2 5 度以下の空気

5 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3 についてと同じとする。ただし、体積変化率は 8 パーセント以内であることとする。

6 について (略)

9 における図について (略)

1 1 について (略)

1 3 について (略)

2 8 について

衝撃力を加える方法は、日本工業規格 S 2 1 2 0 (2 0 0 0) ガス栓の 8 . 1 2 耐衝撃性試験によることとする。

3 2 について

温度により自動的に閉栓する安全機構 (1 2 0 度以下の温度で作動するものに限る。) を有するガス栓にあっては、温度零下 5 度から設定作動温度 (仕様書等に表示されているもの) より 5 度低い温度までにおいて、使用上支障のないものであることとする。

(新設)

仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

3 5について (略)

[調整器]

4について

「雨水が浸入する恐れがない」とは、日本産業規格C 0 9 2 0 (2 0 0 3)電気機械器具の外郭による保護等級 (I Pコード) の6. 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

7 (2)について (削除)

8 (1)について (削除)

1 2について (略)

1 6について (略)

2 0について (略)

[一般ガスこんろ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が

3 4について (略)

[調整器]

4について

「雨水が浸入する恐れがない」とは、日本工業規格C 0 9 2 0 (2 0 0 3)電気機械器具の外郭による保護等級 (I Pコード) の6. 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

7 (2)について

「これらと同等以上のフランジ」とは、イ又はロと同等以上のフランジは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表 3 - 1 呼び圧力 1 0 K 並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとし、ハ又はニと同等以上のフランジは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表 5 呼び圧力 2 0 K フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

8 (1)について

「これらと同等以上のフランジ」とは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表 3 - 1 呼び圧力 1 0 K 並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

1 2について (略)

1 6について (略)

2 0について (略)

[一般ガスこんろ]

2について (略)

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が

生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、例えば、日本産業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1 0 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について (略)

1 8 について

(1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本産業規格S 2 1 0 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス調理機器の表 5 性能及び試験方法中平常時温度上昇に定める方法がある。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 9 について

(1) (略)

(2) 図 3 及び図 4 における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本産業規格B 0 4 0 5 (1 9 9 1) 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について (略)

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8について (略)

1 0 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について (略)

1 6 について (略)

1 7 について (略)

1 8 について

(1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格S 2 1 0 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中平常時温度上昇に定める方法がある。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 9 について

(1) (略)

(2) 図 3 及び図 4 における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格B 0 4 0 5 (1 9 9 1) 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

23について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本産業規格S2103(2019) 家庭用ガス調理機器の表5性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

26について

荷重試験については、例えば、日本産業規格S2103(2019) 家庭用ガス調理機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

28について

「反復使用」については、例えば、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本産業規格S2103(2019) 家庭用ガス調理機器の表5性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

30について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

31について

- (1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象(ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等)を想定すること
- (2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、液化石油ガス器具等を見えない位置から発するコマンドによって、液化石油ガス器具等を制御する操作をいう。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵するものも含まれるが、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる制御とはみなさない。
- (3) 「コントローラー」とは、液化石油ガス器具等を制御する装置の総称をいう。
- (4) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するた

23について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2103(2010) 家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

26について

荷重試験については、例えば、日本工業規格S2103(2010) 家庭用ガス調理機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

28について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格S2103(2010) 家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

30について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

(新設)

めの仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

(5) 「通信回線」とは、有線通信（汎用通信線を利用するもの）及び無線通信の物理的な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線 LAN、無線 LAN、無線 PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

3.2 について

「容易に消火操作又は火力調整が行えないもの」とは、以下に掲げる機能によって遠隔操作を行う以外に、遠隔操作が行えないものをいう。

- ・使用者がガス用品から離れた場合、使用者の位置情報等を検知し、自動的に消火する。
- ・使用者が調理継続できない状態になったことを検知し、自動的に消火する。

3.3 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

2 について (略)

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について (略)

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 30 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について (略)

9 について (略)

(新設)

3.1 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

2 について (略)

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5 について (略)

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 30 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について (略)

9 について (略)

10 について (略)

11 について (略)

12 について (略)

14 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

17 について (略)

19 について (略)

20 について (略)

21 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22 について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

27 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能

10 について (略)

11 について (略)

12 について (略)

14 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

17 について (略)

19 について (略)

20 について (略)

21 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22 について

「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

27 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たす

を満たすことをいう。

28について (略)

29について (略)

31について (略)

32について (略)

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.3及び3.4について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

3.5について (略)

[高圧ホース]

1.3について (略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

2について (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格S2093(2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れ

ことをいう。

28について (略)

29について (略)

31について (略)

32について (略)

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

(新設)

3.3について (略)

[高圧ホース]

1.3について (略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

2について (略)

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092(2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について (略)

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れ

ていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

10について (略)

11について (略)

12について (略)

13について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

16について (略)

20について

(1)「各部の温度」の測定は、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2)「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

21について

「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

25について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の9.17水通路の耐圧試験9.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格S2109(2019)

ていないことをいう。

7について (略)

9について (略)

10について (略)

11について (略)

12について (略)

13について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

16について (略)

20について

(1)「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2)「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

21について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

25について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)

）家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9 について (略)

3 1 について (略)

3 2 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 3 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

2 について (略)

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5 . 2 材料一般 b)に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

6 について (略)

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について (略)

1 0 について (略)

1 1 について (略)

）家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9 について (略)

3 1 について (略)

3 2 について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 3 について (略)

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

2 について (略)

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5 . 2 材料一般 b)に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

6 について (略)

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 の試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について (略)

1 0 について (略)

1 1 について (略)

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 8 について (略)

2 2 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について (略)

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について (略)

3 3 について (略)

3 4 について

「輸送中に加えられる振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 4 の 2 及び 3 4 の 3 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソ

1 2 について (略)

1 3 について (略)

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 8 について (略)

2 2 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について (略)

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について (略)

3 3 について (略)

3 4 について

「輸送中に加えられる振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

(新設)

フト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

3 5 について (略)

3 6 (8) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3 6 (1 4) について (略)

3 6 (1 5) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本産業規格 S 2 1 4 7 (2 0 1 7) カセットこんろの 7. 2. 4 振動及び落下試験により確認することとする。

3 6 (1 9) について (略)

3 7 (2) について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

3 7 (4) について

(1) ロの規定は、容器収納庫周囲の見やすい箇所に容易に消えない方法で「容器を装着する前に器具栓が閉じていることを確認する」旨の注意事項が表示されているものにあつては、令和 3 年 5 月 3 1 日までは適用しない。

(2) (略)

3 7 (1 2) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3 7 (1 9) について (略)

3 5 について (略)

3 6 (8) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3 6 (1 4) について (略)

3 6 (1 5) について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格 S 2 1 4 7 (2 0 0 9) カセットこんろの 6. 2. 3 振動及び落下試験により確認することとする。

3 6 (1 9) について (略)

3 7 (2) について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c)の操作をいう。

3 7 (4) について

(1) ロの規定は、容器収納庫周囲の見やすい箇所に容易に消えない方法で「容器を装着する前に器具栓が閉じていることを確認する」旨の注意事項が表示されているものにあつては、平成 3 3 年 5 月 3 1 日までは適用しない。

(2) (略)

3 7 (1 2) について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

3 7 (1 9) について (略)

37(20)について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本産業規格S2147(2017)カセットこんろの7.2.4振動及び落下試験により確認することとする。

37(24)について (略)

[ガス漏れ警報器]

1について (略)

3について (略)

4について (略)

5について (略)

7について (略)

8について

「70デシベル以上である」とは、日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第1部:仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本産業規格Z8731(1999)環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

11について (略)

12(1)について

「耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものである」ことの確認は、日本産業規格Z2371(2015)塩水噴霧試験方法の5.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.試験条件において、4.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧することにより行うものとする。

12(2)について (略)

12(3)について (略)

12(7)について (略)

12(8)について (略)

12(9)について (略)

37(20)について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.2.3振動及び落下試験により確認することとする。

37(24)について (略)

[ガス漏れ警報器]

1について (略)

3について (略)

4について (略)

5について (略)

7について (略)

8について

「70デシベル以上である」とは、日本工業規格C1509-1(2005)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第1部:仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格Z8731(1999)環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

11について (略)

12(1)について

「耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものである」ことの確認は、日本工業規格Z2371(2000)塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、7.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧することにより行うものとする。

12(2)について (略)

12(3)について (略)

12(7)について (略)

12(8)について (略)

12(9)について (略)

1 2 (1 0) について (略)

1 2 (1 3) について (略)

1 2 (1 4) について (略)

1 2 (1 5) について (略)

1 3 (2) について (略)

1 3 (3) について (略)

1 3 (4) について (略)

1 3 (8) について (略)

1 3 (1 2) について (略)

1 4 (1) について

(1) (略)

(2) 「70デシベル以上である」とは、日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第1部:仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本産業規格Z8731(1999)環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

(3) (略)

1 4 (3) について (略)

1 4 (7) について (略)

1 4 (1 2) について (略)

1 4 (1 4) について (略)

1 4 (1 5) について (略)

1 4 (1 7) について (略)

1 4 (1 8) について (略)

1 6 (2) について (略)

1 6 (3) について (略)

1 7 について

(1) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本

1 2 (1 0) について (略)

1 2 (1 3) について (略)

1 2 (1 4) について (略)

1 2 (1 5) について (略)

1 3 (2) について (略)

1 3 (3) について (略)

1 3 (4) について (略)

1 3 (8) について (略)

1 3 (1 2) について (略)

1 4 (1) について

(1) (略)

(2) 「70デシベル以上である」とは、日本工業規格C1509-1(2005)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第1部:仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格Z8731(1999)環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

(3) (略)

1 4 (3) について (略)

1 4 (7) について (略)

1 4 (1 2) について (略)

1 4 (1 4) について (略)

1 4 (1 5) について (略)

1 4 (1 7) について (略)

1 4 (1 8) について (略)

1 6 (2) について (略)

1 6 (3) について (略)

(新設)

体の音声利用を含む。

(2) 「コントローラー」とは、液化石油ガス器具等を制御する装置の総称をいう。

[低圧ホース]

1について

(1) 「耐熱性」を有するとは、日本産業規格B 8 2 6 2 (2 0 1 9) L Pガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの1 0 . 2 . 7 低圧ホースの耐熱性試験に規定する試験を行ったとき、亀裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

(2) (略)

(3) 「耐老化性」を有するとは、日本産業規格K 6 2 5 7 (2 0 1 7) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方の3 . 3 試験方法に定める促進老化試験の A 法 (A t A-1) により試験温度を6 9 度以上7 1 度以下、試験時間を9 6 時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が2 5 パーセント以下であることをいう。

(4) 「十分な引張強さ」を有するとは、日本産業規格K 6 2 5 1 (2 0 1 7) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8 メガパスカル以上、伸びが2 0 0 パーセント以上であることをいう。

(5) 十分な「可とう性」を有するとは、日本産業規格B 8 2 6 2 (2 0 1 9) L Pガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの1 0 . 2 . 9 低圧ホースの可とう性試験に規定する試験を行ったとき、ホースの外径の扁平率が1 0 パーセント以下であることをいう。

(6) (略)

(7) 「耐候性」を有するとは、日本産業規格B 8 2 6 2 (2 0 1 9) L Pガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの1 0 . 2 . 4 ホース外層の耐オゾン性試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を4 5 p p h m以上5 5 p p h m以下、試験温度を3 8 度以上4 2 度以下、試験時間を9 6 時間、伸びを2 0 パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のある亀裂等が生じないものであることをいう。

[低圧ホース]

1について

(1) 「耐熱性」を有するとは、ゴムホースを直線状態にして、温度1 2 0 度の状態で4 8 時間保持した後取り出し、日本工業規格K 6 3 4 7-1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) -第1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7 . 最小曲げ半径に規定する半径の1 / 2 以下の半径に曲げたとき、亀裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

(2) (略)

(3) 「耐老化性」を有するとは、日本工業規格K 6 2 5 7 (2 0 1 0) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方の4 . 3 試験方法に定める促進老化試験 A 法 (A A-2) により試験温度を6 9 度以上7 1 度以下、試験時間を9 6 時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が2 5 パーセント以下であることをいう。

(4) 「十分な引張強さ」を有するとは、日本工業規格K 6 2 5 1 (2 0 0 4) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8 メガパスカル以上、伸びが2 0 0 パーセント以上であることをいう。

(5) 十分な「可とう性」を有するとは、日本工業規格K 6 3 4 7-1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) -第1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7 . 最小曲げ半径に規定する半径の1 / 2 以下の半径を有する円筒の外周にホースを巻きつけたとき、ホースの外径の扁平率が1 0 パーセント以下であることをいう。

(6) (略)

(7) 「耐候性」を有するとは、日本工業規格K 6 3 4 7-1 (2 0 0 3) 液化石油ガス用ゴムホース (L P Gホース) -第1 部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8 . 5 外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を4 5 p p h m以上5 5 p p h m以下、試験温度を3 8 度以上4 2 度以下、試験時間を9 6 時間、伸びを2 0 パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のある亀

(8) 「耐食性」を有するとは、日本産業規格K6258(2016)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐液性の求め方の8.1浸せき試験に定める規格に適合する方法により、次の表の項目欄に応じた浸せき条件において、試験前の質量に対する質量変化率が質量変化率の欄に掲げる基準に適合し、かつ、使用上支障のある膨潤、軟化、収縮等がないものであることをいう。

項目	浸せき条件	質量変化率
耐食酢性	4%酢酸水溶液 <u>25±5℃</u> 24時間	12%以下
耐食用油性	大豆油(100%) "	5%以下
耐しょう油性	しょう油(100%) "	5%以下
耐石けん液性	2%ラウリル酸ナトリウム水溶液 "	8%以下
耐中性洗剤性	2% n-ラウリルベンゼンスルホン酸ナトリウム水溶液 "	5%以下
耐漂白剤性	10%次亜塩素酸ナトリウム水溶液 "	5%以下

2について

「継手金具」に用いる材料は、日本産業規格Z2371(2015)塩水噴霧試験方法の5.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.試験条件において、4.2.1.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、1.3.3試験結果の表し方a)腐食面積に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9.8の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

4について (略)

5について (略)

6について (略)

7について

「使用上支障のないもの」とは、日本産業規格B8262(2019)LPガス用継手金具付高圧ホース及び低圧ホースの10.2.1.4ホースアセンブリの耐低温曲げ試験に規定する半径に曲げたとき、割れ、その他の異常のないことをいう。

裂等が生じないものであることをいう。

(8) 「耐食性」を有するとは、日本工業規格K6258(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐液性の求め方の5.浸せき試験に定める規格に適合する方法により、次の表の項目欄に応じた浸せき条件において、試験前の質量に対する質量変化率が質量変化率の欄に掲げる基準に適合し、かつ、使用上支障のある膨潤、軟化、収縮等がないものであることをいう。

項目	浸せき条件	質量変化率
耐食酢性	4%酢酸水溶液 <u>15±5℃</u> 24時間	12%以下
耐食用油性	大豆油(100%) "	5%以下
耐しょう油性	しょう油(100%) "	5%以下
耐石けん液性	2%ラウリル酸ナトリウム水溶液 "	8%以下
耐中性洗剤性	2% n-ラウリルベンゼンスルホン酸ナトリウム水溶液 "	5%以下
耐漂白剤性	10%次亜塩素酸ナトリウム水溶液 "	5%以下

2について

「継手金具」に用いる材料は、日本工業規格Z2371(2000)塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7.2.1.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、1.6.判定方法a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

4について (略)

5について (略)

6について (略)

7について

「使用上支障のないもの」とは、ゴムホースを直線状態にして、温度零下25度の状態で1時間以上冷却した後、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LP Gホース) - 第1部:自動車、一般設備及び一般家庭用の7.最小曲

8について (略)

[対震遮断器]

4について (略)

8について

「雨水」が侵入する恐れがないとは、日本産業規格C0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

12について (略)

18について

(1)「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及び液化石油ガス器具等本体の音声利用を含む。

(2)「コントローラー」とは、液化石油ガス器具等を制御する装置又は機能などの総称をいう。器体から分離されていないものも含まれる。

19について (略)

げ半径に規定する半径に曲げたとき、亀裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

8について (略)

[対震遮断器]

4について (略)

8について

「雨水」が侵入する恐れがないとは、日本工業規格C0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の6.第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

12について (略)

(新設)

18について (略)